

高年齢雇用継続給付金

介護休業給付金

育児休業等給付

の受給者の皆さまへ

令和7年8月1日から支給限度額が変更になります。
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付については、支給限度額を設定しており、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、その額を変更します。これに伴い、各給付の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。

高年齢雇用継続給付金（令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更）

● **支給限度額** **376,750円 → 386,922円**

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（386,922円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付金は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**386,922円 - (支給対象月に支払われた賃金額)** が支給額となります。

● **最低限度額** **2,295円 → 2,411円**

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

● **60歳到達時等の賃金月額**

上限額 **494,700円 → 508,200円**

下限額 **86,070円 → 90,420円**

60歳到達時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

介護休業給付金

● **支給限度額** **上限額 347,127円 → 356,574円**

● **休業開始時の賃金月額**

上限額 **518,100円 → 532,200円**

下限額 **86,070円 → 90,420円**

休業開始時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

出生時育児休業給付金

- 支給上限額 (支給率67%) 294,344円 → 302,223円

育児休業給付金

- 支給上限額 (支給率67%) 315,369円 → 323,811円
(支給率50%) 235,350円 → 241,650円

出生後休業支援給付金

- 支給上限額 (支給率13%) 57,111円 → 58,640円

育児時短就業給付金 (令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更)

- 支給限度額 459,000円 → 471,393円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（471,393円）以上であるときには、育児時短就業給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**471,393円 - (支給対象月に支払われた賃金額)** が支給額となります。

- 最低限度額 2,295円 → 2,411円

育児時短就業給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- 休業開始時または時短就業開始時の賃金月額

上限額 470,700円 → 483,300円

下限額 86,070円 → 90,420円

休業開始時または時短就業開始時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

